

## 伊東市環境衛生協会規約

(名称)

第1条 本会は伊東市環境衛生協会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は伊東市市民部環境課に置く。

(目的)

第3条 本会は市内の町内会及び各種団体等の組織活動を通じ、地域住民自らの奉仕活動により、まちを汚れから守り、積極的に明るく美しい生活環境をつくることを目的とする。

(組織)

第4条 本会は各区に支部を置き、支部にそれぞれ支部長及び実践班を置く。

2 支部長は、行政協力委員長をもってあてる。

(事業)

第5条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 公衆衛生思想の普及
- (2) 町内会及び各種団体等の組織活動に対する技術的援助
- (3) 研究会、講習会、展示会等の開催
- (4) 優良団体及び個人の表彰
- (5) 優良施設、器具及び薬剤の推奨並びに斡旋
- (6) 上記条件に対応する体制の確立
- (7) その他本会の目的達成に必要な事項

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 人
副 会 長	3 人
理 事	1 1 人 (会長、副会長及び監事を除く。)
監 事	2 人

(役員を選出)

第7条 本会の役員選出は次の方法による。

- (1) 会長、副会長は理事会で選出し、総会に報告する。
- (2) 理事は各区の支部長並びに伊東市女性連盟及び河川愛護団体の代表とする。
- (3) 監事は理事の中から互選し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第8条 会長は会務を総理し、会議を招集するとともに会議の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事あるときは職務を代行する。
- 3 会長は理事会の同意を得て副会長 1 人を庶務担当に委嘱することができる。
- 4 理事は、会長の命を受けて会務にあたる。
- 5 監事は本会の会務を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中で交代した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は総会及び理事会とする。

(1) 総会は本会の役員及び支部役員をもって構成する。

(2) 理事会は会長が必要に応じ招集する。

(会議の権限)

第11条 総会は規約の改廃、事業計画及び予算・決算の承認を行う。

2 理事会は次の事項について審議する。

(1) 事業計画案及び予算・決算案

(2) その他会長が附議する事項

(会計)

第12条 本会の経費は次に掲げるものをもって、これにあてる。

(1) 会費

(2) 市補助金

(3) 寄附金

(4) その他

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。ただし、出納は翌年度の4月に行う監事による監査報告日の前日をもって閉鎖する。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附則

平成28年5月19日一部改正